

議 事 録

令和3年3月29日（月）午後2時から福井市役所本館8階第8AB会議室において3月定例会が開催された。

○議事

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第85号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について	原案どおり可決
第86号議案	農用地利用集積計画の決定について	〃
第87号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	〃
第88号議案	農地の競売等に係る買受適格証明について	〃
第89号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	〃
第90号議案	農地法第5条第1項の許可を受けた農地転用事業計画の変更の申請について	〃
第91号議案	現況証明について	〃
第92号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第93号議案	農地・非農地判断について	〃
第94号議案	相続税の納税猶予に係る適格者証明について	〃
第95号議案	福井市農業委員会の規程等で定める申請書等の押印の特例に関する規程の制定について	〃

2 報告事項

報告番号	報 告 名
第96号報告	農地法第3条の3の規定による届出の確認について
第97号報告	農地法施行規則第53条第14号の規定による転用の事業計画の確認について
第98号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第99号報告	農地法第5条第1項の規定による申請の取下げの確認について
第100号報告	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の確認について
第101号報告	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について
第102号報告	非農地通知の取消しの確認について
第103号報告	非農地通知の発出について
第104号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について
第105号報告	農地等の贈与税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について

3 その他

○出席委員 22名

1番	寺井	重治	
3番	伊藤	義明	
4番	前川	雅彦	
5番	小寺	辰夫	(参与)
6番	武澤	義明	(会長)
7番	加藤	良子	
8番	岩崎	眞次	
9番	宮浦	啓二	
10番	前川	秀人	
11番	清水	重勝	
12番	伊川	憲邦	
13番	池田	敏雄	
14番	西岡	得雄	
15番	浅川	健次	(参与)
16番	鈴木	謹一	
17番	豊岡	敏広	
18番	野路	直美	
19番	清水	勝栄	
20番	衣目川	一郎	(参与)
22番	山本	清幸	(会長職務代理者)
23番	吉田	光範	
24番	田村	洋子	

○欠席委員 2名

2番	伊藤	敏夫
21番	廣部	厚

○説明のため出席した者

農政企画課

副主幹 南部 奈沖

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局長 村本 貴史

局次長 南京 良幸

課長補佐 東野 尚樹

主幹 松本 光司

副主幹 岸 美帆

主査 小林 恵美

主査 中出 剛史

主事 前田 大貴

主事 藤田 昌稔

開 会 午後 2 時 0 0 分

(武澤会長挨拶)

議 長
(6 番
武澤会長)

それでは、ただ今から 3 月の定例会を開催いたします。
なお、委員番号 2 番 伊藤 敏夫委員、2 1 番 廣部委員より欠席の連絡を受けております。

それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任についてお諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第 1 8 条第 2 項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号 2 0 番 衣目川委員、2 3 番 吉田委員、ご両名よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

第 8 5 号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 8 5 号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画説明)

農政企画課

(第 8 5 号議案 農用地利用配分計画（案） 説明)

議 長

ただ今の説明に対する質疑に入る前に、片粕地区の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号 2 2 番山本会長職務代理者には審議終了まで退席をお願いします。

(山本会長職務代理者 退席)

議 長

それでは、第 8 5 号議案中、片粕地区の案件について、ご意見、ご質疑等
はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第 8 5 号議案中、片粕地区の案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画（案）について、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
山本会長職務代理人に入場をお願いします。

（山本会長職務代理人 入場）

議 長

山本会長職務代理人に報告します。第 8 5 号議案中、片粕地区の案件につきましては、原案どおり承認することに決定いたしました。
次に、第 8 5 号議案中、片粕地区を除いた案件について、ご意見、ご質疑等
はございませんか。

（特に声なし）

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第 8 5 号議案について、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、
及び農用地利用配分計画（案）について、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

したがいまして、第 8 5 号議案は原案どおり農用地利用集積計画を決定し、
農用地利用配分計画（案）に対しては異議なしと意見決定いたしました。

続きまして、第 8 6 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題
といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

（第 8 6 号議案 説明）

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（特に声なし）

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第 8 6 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第 8 7 号議案「農地法第 3 条第 1 項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 8 7 号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第 8 7 号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第 8 8 号議案「農地の競売等に係る買受適格証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 8 8 号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第 8 8 号議案に対し、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第 8 9 号議案「農地法第 5 条第 1 項の許可の申請について」及び 第 9 0 号議案「農地法第 5 条第 1 項の許可を受けた農地転用事業計画の変更の申請について」を一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第89号議案及び第90号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました前川秀人委員から報告をお願いします。

10番
前川秀人
委員

第89号議案及び第90号議案に関する現地調査につきましてご報告します。調査日は、3月18日、私と山本会長職務代理者、地区担当委員3名と事務局3名の計8名で行いました。調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など、妥当でありました。

以上でございます。

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第89号議案を原案のとおり許可すること、及び第90号議案の事業計画変更を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
なお、第89号議案中2番の案件については、開発行為許可を条件に許可することとします。
続きまして、第91号議案「現況証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第91号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました前川秀人委員から報告をお願いします。

10番
前川秀人
委員

第91号議案に関する現地調査につきましてご報告します。
調査日は3月18日、私と山本会長職務代理者、地区担当委員4名、事務局3名の合計9名で実施しました。
調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、全ての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、現況証明書の

交付について問題ないと思われま

す。
以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第91号議案を原案どおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

したがいまして、第91号議案は原案どおり承認し、交付決定いたしました。

続きまして、第92号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第92号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を山本会長職務代理者から報告をお願いします。

22番

山本会長
職務代理者

第92号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は3月18日、私と前川委員、地区担当委員3名、事務局3名の合計8名で実施しました。調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおりです。また、現況及び周辺農地への影響から判断し、照会に対しては、回答案のとおり回答することが適当と思われま

す。以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第92号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第93号議案「農地・非農地判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第93号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現況調査を行っておりますので、その結果を山本会長職務代理者から報告をお願いします。

22番
山本会長
職務代理者

第93号議案に関する現況の確認につきましてご報告します。
調査日は3月18日、私と前川委員、地区担当委員である山田委員、石森委員、事務局3名の合計7名で実施しました。
調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、対象地の現況は、いずれもスギなどの樹木が繁茂して山林化しており、今後農地として再生利用することは著しく困難であると見受けられましたので、現況を「非農地」として問題ないものと思われまます。以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第93号議案について、現況調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第94号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第94号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第94号議案を、原案どおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第95号議案「福井市農業委員会の規程等で定める申請書等の押印の特例に関する規程の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第95号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

16番
鈴木謹一
委員

押印の代わりに、どのように本人確認を行うのか。

事務局

本人確認の手段として、押印の代わりに署名を求める。また、記名の場合には、免許証を添付するなどして、本人確認を行う。

議 長

現況証明の添付書類にある、農家組合長や自治会長の意見書の押印はどうするか。

事務局

現況証明の添付書類として、農家組合長や自治会長の押印をもらっているが、農家組合や自治会は任意団体であり、印鑑登録をしている団体も少ないことから、認印と同様、団体の印も必ずしも求めるものではない。できれば代表者の署名をお願いしたい。

議 長

パソコンで記名しただけのものについては、本人確認を行うのが大切だと思う。また、自治会によっては、土地や建物を取得するために法人化して、印鑑登録している認可地縁団体がある。この認可地縁団体については、法人化していない任意の自治会の認印とは分けて考えた方が良くと思う。事務局で本人確認をきちんとすれば良いが、訴訟になった場合に第三者に対抗できるように、検討してもらいたい。

3番
伊藤義明
委員

認可地縁団体は福井市内でどれくらいあるのか。

事務局 福井市内の自治会数は1, 600近くあり、そのうち250件が認可地縁団体である。

議長 他にございませんか。

(特に声なし)

議長 特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第95号議案を、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。

それでは、第96号報告 ないし 第105号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (第96号報告ないし第105号報告 説明)

議長 ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長 特にないようですので質疑を終了いたします。

続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

(今後の日程説明)

議長 本日の審議内容の総括を山本会長職務代理人よりお願いします。

22番 山本会長 職務代理人 本日の定例会は第85号議案から第95号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。また、第96号報告から第105号報告まで全て確認をさせていただきました。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議長 これをもちまして、3月の定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3 時 0 0 分